平成２９年（フ）第２０８号
大阪市都島区東野田町４丁目２番23―405号
破産者　株式会社アミューズ中之島
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３７号
福岡県久留米市東町30番４
破産者　株式会社蒼美堂
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５号
堺市堺区三国ヶ丘御幸通２番２号
破産者　株式会社コラボレーション
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
堺市堺区熊野町東２丁１番12号
破産者　株式会社インターホーム
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５０号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目17番９号
破産者　弁護士法人アイテック綜合法律事務所
（旧名称弁護士法人日本橋東綜合法律事務所）
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４号
横浜市港北区師岡町200番地24
破産者　株式会社ゼニス
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６６号
横浜市金沢区泥亀２丁目５番１―415号
破産者　有限会社ユニオン
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４００号
横浜市保土ケ谷区岩井町469番地６
破産者　株式会社ＬＩＢＥＲＴＹ８
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４３号
新潟市東区浜谷町１丁目２番１号　ワールドステイ浜谷町216号
破産者　亡樋口定務相続財産
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1338番地の３
破産者　伊豆一システムエンジニアリング有限会社
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第４８号
静岡県掛川市高田16番地
破産者　株式会社深田商店
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
愛知県岡崎市大平町字中天26番地２
破産者　株式会社エスポスト
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
愛知県碧南市金山町２丁目１番地９
破産者　国井商事株式会社
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
北九州市小倉北区中井１丁目38番14号
破産者　有限会社光岡管工
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６４６号
福岡県糸島市志摩桜井4161番地
破産者　原田　大介
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８２号
福岡市早良区大字脇山1697番地42
破産者　箱　　孝之
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８３号
福岡市早良区大字脇山1697番地42
破産者　箱　　由香
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１４号
福岡市中央区大手門２丁目１番30号、前住所福岡市中央区鳥飼１丁目４番58―905号
破産者　吉田　邦洋
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４７号
福岡市中央区赤坂２丁目１番21―401号
破産者　大瀬　理沙
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５６号
福岡市城南区七隈５丁目６番24号
破産者　津田　格子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部